令和3年10月12日 厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課

「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項」等に ついて(報告)

1. ゲノム編集技術応用食品及び添加物の届出の概要

(1)制度の概要(別添1)

ゲノム編集技術を用いて作られた食品等のうち、外来遺伝子又はその一部を含む場合は、組換え DNA 技術に該当するものとして安全性審査を経ることとなる。一方、自然界又は従来の品種改良でも起こり得る範囲の遺伝子変化により得られるものは、従来の品種改良技術を用いた食品と比べた安全性等の観点から、開発者等から届出を求めて公表する(「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」(令和元年9月19日厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定))。

2. 報告事項

(1)ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項(別添2)

ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いに当たって、魚類と栽培植物との差異等について、届出集団の選定の考え方や食品衛生上のリスクがある魚類(フグ等)の取扱い等、留意が必要な点をまとめたところ(令和3年6月25日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会報告)。

(2) ゲノム編集技術応用食品(マダイ)の事前相談に係る確認結果(別添3)

「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」に基づき、令和2年7月22日付けでリージョナルフィッシュ株式会社より事前相談のあったマダイについて、利用したゲノム編集技術の方法及び改変の内容や外来遺伝子及びその一部の残存がないことの確認に関する情報等に関して、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会の委員及び参考人の意見を聴き、確認した内容について取りまとめ、調査会開催後に資料として厚生労働省ホームページに掲載した。

- (参考1) ゲノム編集技術応用食品(可食部増量マダイ) の届出
- (参考2) ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領(令和元年9月 19日大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定)
- (参考3) ゲノム編集技術応用食品等の取扱いに関する留意事項